

熊谷市情報公開条例改正案の概要

1 請求権者の拡大（条例第5条）

【現 行】

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 上記に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

【改正案】

請求権者に制限を設けず、「何人」とする。

《説 明》

現行制度では、情報公開の請求権者を、市内に住所を有する者に市内への通勤・通学者、利害関係者等を加えた広義の市民としていますが、改正案では、請求権者に制限を設けず、「何人」に拡大します。

2 手数料の廃止（条例第12条第1項第2号）

【現 行】

請求権者以外の者が公開の申出をする場合 情報1件につき200円

【改正案】

公開に係る手数料は、無料とする。

《説 明》

現行制度では、請求権者以外の者からの公開の申出を認めており、この公開の申出をする場合には、手数料として情報1件（決裁、供覧等の手続を一にするもの）につき、200円を徴収していますが、改正案では、手数料を無料にします。

3 非公開情報（個人に関する情報）の見直し （条例第7条第1項第1号）

【現 行】

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

【追加案】

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

《説 明》

現行制度では、個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開としていますが、これに加え、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とします。

（例）作文、著作物のように、個人の人格と密接に係る情報であって、著作権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものです。

4 対象となる「情報」の定義の変更（条例第2条第2号）

【現 行】

実施機関の職員が職務上作成した文書等であって、決裁、供覧等の手続が終了したもの

【改正案】

実施機関の職員が職務上作成した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

《説 明》

現行制度では、決裁、供覧等の手続が終了した文書等を情報公開の対象としていますが、改正案では、決裁、供覧という事案処理手続の終了を要件とせず、実施機関の職員が組織的に用いるものであれば広く対象に含めることとします。

5 電磁的記録に係る公開方法の見直し

(条例第9条第2項第2号)

【現 行】

印字装置を用いて出力したものの閲覧又は写しの交付

【改正案】

電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

《 説 明 》

現行制度では、磁気テープ等が公開請求された場合の公開方法は、通常の方法により印字装置を用いて、紙に出力したものの閲覧又は写しの交付によることとしていますが、改正案では、急速な情報化の進展等を考慮し、各実施機関において定めることとします。

(実施機関における規定例)

紙に出力することができるものについては、紙に出力したものの閲覧又は写しの交付によることとし、その他の電磁的記録については、視聴によることとします。

6 行政情報の存否に関する情報

【追加案】

公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

《 説 明 》

公開請求に係る行政情報の存否自体を明らかにすることによって非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合には、例外的に公開請求を拒否することができることとします。

(例) 特定の個人を名指しして生活保護台帳の公開請求をする場合等です。

7 指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報についての市の施策に準じた措置の要請

【追加案】

指定管理者に対し、当該指定管理者が保有する、公の施設の管理に係る情報に関して、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請する。

《 説 明 》

公の施設の管理について市から指定を受けた指定管理者の事務は、その事務の範囲内においては、市の事務を代行しているものです。このため、当該事務に関する情報で指定管理者が保有するものについては、市の情報公開制度に準じた措置を講ずるよう要請することとします。